

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の公表

平成23年度 市民館管理業務委託契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約により契約を締結したので、室戸市契約規則第31条の3第2項の規定により次のとおり公表する。

平成23年 4月1日

室戸市長 小 松 幹 侍

記

(1) 物品又は役務の名称及び数量	平成23年度市民館管理業務委託契約
(2) 契約を締結した日	平成23年4月1日
(2) 契約者の氏名又は名称及び住所 又は主たる事務所の所在地	社団法人室戸市シルバー人材センター 室戸市浮津26番地5
(4) 契約金額	¥185,760
(5) 契約者を決定した理由	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第2項に該当するシルバー人材センターであり、かつ見積金額が予算の範囲内であるため。
(6) 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	室戸市人権啓発課 室戸市浮津25番地1